

整理番号	消防－法不－97
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安機関の認定取消
概要	市長は、保安機関が、法令の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の3 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の3 経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が次の各号の1に該当するときは、その認定を取り消すことができる。 1 第30条第1号、第3号又は第4号に該当するに至ったとき。 2 第33条第1項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加したとき。 3 第34条第2項の規定に違反したとき。 4 第34条第3項、第35条第3項又は前条の規定による命令に違反したとき。 5 第35条第1項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行つたとき。 6 第84条第1項の条件に違反したとき。 7 不正の手段により第29条第1項の認定又はその更新を受けたとき。 どのような場合に、上記認定を取り消すかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	